

産業廃棄物処分業許可証

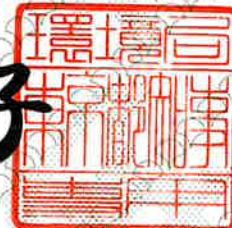
住所 東京都大田区京浜島二丁目 2 番 4 号

氏名 中央鍍金工業協同組合
代表理事 内藤 喜達

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4 年 3 月 11 日

許可の有効年月日 令和 9 年 3 月 10 日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分（中間処理）
(2) 処分の方法と取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
中和： 廃酸、廃アルカリ

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目 2 番 4 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
中和	廃酸		30 (m ³ /日)	昭和 52 年 8 月 1 日		
	廃アルカリ					

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として 8 時から 18 時までとすること。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

令和 4 年 3 月 11 日 新規許可

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



東京都